|  |
| --- |
| 〒５３０－８５２２  大阪市北区西天満２丁目１−１０  大阪地方裁判所本館１階  司法協会（大阪出張所）御中 |

令和　　年　　月　　日

送付状

〒５４３－０００１

大阪市天王寺区上本町8丁目2-1-202

夕陽ケ丘法律事務所

TEL ０６－６７７３－９１１４

【送付書類】

　１　刑事事件記録等閲覧・謄写票　　　　　　　１通

　２　複写伝票　　　　　　　　　　　　　　　　１通

|  |
| --- |
| **社内使用欄**  **刑事記録　　　第一審の弁護人から刑事記録を借りることを原則とする。しかし、証拠カードや、公判の証人尋問、被告人質問等は、謄写申請する。**  **裁判所　　　　被告人質問（調書）、証人尋問（調書）、公判調書の証拠カード部分については、裁判所に聞いて、刑事事件記録等閲覧・謄写票の「閲覧等の部分」の記載を確認する。**  **閲覧等記載例**  **尋問調書は不要で、不同意書証の確認のため、証拠等関係カードがほしいとき**  **「公判調書及び証拠等関係カード全て（尋問調書を除く。）」**  **被告人質問調書、証人尋問調書がほしいとき**  **「被告人質問調書」「証人尋問調書（名前〇〇さん）」**  **被告人質問が数回あるとき**  **「第〇回公判の被告新質問」**  **司法協会　　　裁判所で保管されている記録の謄写は、司法協会で行う。**  **書類　　　　　大阪地方裁判所の本館１階の司法協会に、刑事事件記録等閲覧・謄写票、複写伝票を取りに行く。※　刑事と民事は別の書式**  **提出方法　　　大阪地方裁判所の本館１階の司法協会に、刑事事件記録等閲覧・謄写票、複写伝票を郵送します。司法協会から連絡があるので、記録と引換えに代金を支払う。**  **領収書　　　　法テラスへの報酬請求に使う可能性があるので、領収書はコピーして記録に綴じておく。** |